

議案第49号

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)

第12条の3 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)

第12条の3 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、青少年が使用する携帯電話端末その他の機器において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴をする機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な

いう。以下同じ。) を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）は、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面又は電磁的記録を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早いまでの間保存しなければならない。

理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をすることができる。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を条件としない第2項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早いまでの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。

- 5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じずに特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。）を販売したときは、当該販売に係る第3項の書面又は電磁的記録を、当該特定携帯電話端末等の使用を終了する日、第2項の契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。
- 6 前2項の場合において、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前2項の書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存することができる。
- 7 知事は、事業者が第1項、第2項、第4項又は第5項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 8 略
- 9 略

- 5 知事は、事業者が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 6 略
- 7 略

この条例は、公布の日から施行する。